

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosimi>
nsyo/
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

No. 1924

2021・4・26

毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

コロナ禍が続き、外出や運動など身体を動かすことが少なくなっています。コロナに打ち勝つためにも免疫をつけて、日々の健康の維持に努めることが大切です。



子なので抵抗があり恥ずかしがっていましたが、やってみたら健康の大切さが勝り、「本当に聞いてみて良かった」との声が多数ありました。



そこで婦人部は広島医療生協とタッグを組み、健康サポーター養成学校の開始を決め、4月14日に第1回目を開催しました。広島医療生協の山口さん、松田さんに講師や指導をしていただき、体組成計について学び、測定、チェックを行いました。



できていない参加者がほとんどです。子どもたちの時から気を付けておくことが多いことや、毎日の家事が運動につながっていることなど、家族にも伝えることが多くありました。最後に体組成計を使っての測定では、参加者の多くが「女

第1回健康サポーター養成学校

自らが健康だからこそ、家族も従業員もサポートできる



次回の健康サポーター養成学校は

日時 4月28日(水) 昼2時～

会場 三次民商2階

学習テーマは

「血圧・尿について」です



みんなで申請して商売を継続していこう！

コロナ支援学習会開催

全国的にコロナの第4波が押し寄せる中、飲食業を中心とした様々なコロナ支援制度が打ち出されています。国の持続化補助金や再構築補助金、また三次市が行っている中小業者応援給付金について、要求運動部主催で学習会を行い、昼・夜合わせて5名が参加しました。講師の事務局長から三次市の応援給付金について説明を受けた参加者からは、対象事業者・準備をする書類について質問がありました。

質問1
「中分類番号」があるけど、私のところは対象になるの？
裏面へつづく



1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次
FAX

(0824) 62-3535
(0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

表面のつづき

質問2

持続化給付金や三次市の事業者給付金(10万円)を受けた業者は対象にならないの?

質問3

対象業種以外の売上がある場合はどう計算するの?

学習会では、質問1の分類番号は番号票を見ながら該当するかどうか確認しあいました。市役所に確認し、質問2については給付を受けていても対象になり、質問3については、対象業種以外の収入(売上)を含めて、前年の同月の収入と比較して30%以上減少している場合が対象になることを学び、「聞いていなかったら申請していなかった」との声も出ました。

この間、県や市の給付金等には、「新型コロナウイルス感染症対策組宣言店」が必要となっており、ほとんどの参加者は未申請。改めて仕方(ネット)を学び、1人では難しい場合は民商でフォローしていくことを話すと安心していました。

持続化補助金や事業再構築補助金なども説明しました。参加者から「まず申請してみよう」と前向きになり、「ほとんどの人が知らないと思う」「該当すると思っていない業者がいると思う」など声かけの必要性を感じた学習会となりました。

三次市中小企業者応援給付金制度

広島県の集中対策に基づく外出機会の削減等の影響により、売上が減少した下記に該当する三次市内の中小業者に **30万円** 支給する給付金が4月1日から始まっています。

業種名	日本標準産業分類 中分類番号	該当事業者の一例
小売業	56~61	衣服、飲食料品、自動車・自転車、家具、医薬・化粧品、燃料、農耕用品、書籍・文具、スポーツ用品、玩具、楽器、娯楽用品、写真、時計・眼鏡・花 など
宿泊業	75	ホテル、旅館、民宿
生活関連サービス業 娯楽業	78~80	旅行業、冠婚葬祭業、理・美容業、エステティックなど

民商からの おしらせ

★商工新聞

5月3日号は休刊です。

5月10日号は

5月6日以降に

順次発送

★事務所

5月1日~5日は、ゴールデンウィークのため事務所は休みます。

春の運動で集めた 署名を国会へ!

1月から始まった三次民商春の運動期間で皆さんが集めた「中小業者の新型コロナウイルス危機打開を!緊急請願署名」を国会へ届けるため、全国商工団体連合会(全商連)宛に送り出した。総計633筆の思いを届けましたが、今度はインボイス反対の署名も始まります。



安芸高田市の中小業者の方

緊急事態宣言の
影響緩和に係る
一時支援金が
対象になりました

詳細は次号でお知らせします。

無料法律相談

5月24日(月)
午後1時半~

※希望される方は前もって電話などで予約してください。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次
FAX

(0824) 62-3535
(0824) 62-1654